

輪島市週休 2 日工事実施要領細則

1 総則

輪島市週休 2 日工事実施要領（以下「要領」という。）の補足事項を定める。

2 費用

要領の 8 費用の項に規定する補正係数については、次に掲げるとおりとする。

(1) 週休 2 日工事、週休 2 日工事（現場閉所）

適用基準書	区分	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
・土木工事標準積算基準書 ・積算基準書（電気通信・機械編） ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）	月単位	1.04	1.02	1.03	1.05
	通期	1.02	1.02	1.02	1.03
・公共建築工事積算基準	月単位	1.04	—	—	—
	通期	1.02	—	—	—
・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）	月単位	1.05	1.04	1.04	1.06
	通期	1.05	1.04	1.04	1.06
・土地改良事業等請負工事積算基準 （農業農村整備事業）	月単位	1.02	—	1.04	1.05
	通期	—	—	—	—
・治山林道必携 （森林整備保全事業）	月単位	1.04	1.02	1.03	1.05
	通期	1.02	1.02	1.02	1.03
・積算基準書（港湾・漁港編）	月単位	1.04	1.02	1.02	1.03
	通期	—	—	—	—

(2) 週休 2 日工事（交替制）

適用基準書	区分	補正係数			
		労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
・土木工事標準積算基準書 ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）	月単位	1.04	—	—	1.03
	通期	1.02	—	—	1.01
・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）	月単位	1.05	—	—	1.03
	通期	1.05	—	—	1.03
・土地改良事業等請負工事積算基準 （農業農村整備事業）	月単位	1.02	—	—	1.02
	通期	—	—	—	—
・治山林道必携 （森林整備保全事業）	月単位	1.04	—	—	1.03
	通期	1.02	—	—	1.01

3 労務補正対象業種

別紙 1 参照

附 則

この細則は、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

労務補正対象業種一覧

○補正対象は、公共工事設計労務単価（51 種）並びに電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工とし、それ以外の労務単価は補正の対象としない。

番号	職種名
1	特殊作業員
2	普通作業員
3	軽作業員
4	造園工
5	法面工
6	とび工
7	石工
8	ブロック工
9	電工
10	鉄筋工
11	鉄骨工
12	塗装工
13	溶接工
14	運転手（特殊）
15	運転手（一般）
16	潜かん工
17	潜かん世話役
18	さく岩工
19	トンネル特殊工
20	トンネル作業員
21	トンネル世話役
22	橋梁特殊工
23	橋梁塗装工
24	橋梁世話役
25	土木一般世話役
26	高級船員（※）港湾 5 職種
27	普通船員（※）港湾 5 職種
28	潜水土（※）港湾 5 職種
29	潜水連絡員（※）港湾 5 職種
30	潜水送気員（※）港湾 5 職種

番号	職種名
31	山林砂防工
32	軌道工
33	型枠工
34	大工
35	左官
36	配管工
37	はつり工
38	防水工
39	板金工
40	タイル工
41	サッシ工
42	屋根ふき工
43	内装工
44	ガラス工
45	建具工
46	ダクト工
47	保温工
48	建築ブロック工
49	設備機械工
50	交通誘導警備員 A
51	交通誘導警備員 B
52	電気通信技術者
53	電気通信技術員
54	機械設備据付工